南九州市監査委員告示第６号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第４項の規定に基づき、令和８年度定期監査（学校備品監査）を実施したので、同条第９項及び第 10 項の規定により、その結果を公表する。

令和８年 11 月 25 日

南九州市監査委員　有水　秀男
南九州市監査委員　角　　貞 己

1　監査の基準

この監査は、南九州市監査基準に準拠して実施した。

2　監査の種類

地方自治法第 199 条第４項の規定による定期監査

3　監査の対象

川辺地域の小学校及び中学校における備品の管理・保管状況について

4　監査の着眼点

備品の購入は計画的かつ効率的に行われているか、備品は正しく分類整理されているか､備品台帳等の整理は適正に行われているか､備品ラベルは正確に貼付されているか、保管の方法・場所は適切か、遊休備品・死蔵備品等はないか、所管換え等による有効利用への配慮がなされているかどうかを主眼に監査を行った。

5　監査の主な実施内容

備品台帳と備品との突合検査、備品ラベルの貼付確認、備品台帳の確認及び備品の管理と保管状況を関係職員立ち会いのもと監査した。備品台帳と備品の突合検査は、令和７年度に購入した全ての一般・教材備品を対象とし、令和６年度以前に購入した一般・教材備品及び令和７年度に購入した図書備品は抽出により確認した。

6　監査の実施場所及び日程

⑴　実施場所

川辺地域の小学校及び中学校

⑵　実施日程

令和８年 11 月５日	川辺小学校、川辺中学校、勝目小学校
令和８年 11 月６日	高田小学校、大丸小学校

7　監査の結果及び意見

今回、監査の対象とした川辺地域の小学校及び中学校における備品の管理及び保管状況等について監査した結果、南九州市立学校備品取扱規程及び学校備品管理システム等に基づき、概ね適正に管理されているものと認められた。今後も引き続き適正な管理に努められたい。

備品の適正な管理にあたっては、学校長の総括管理のもと、校内における管理体制を

維持することはもとより、教育委員会においても適切な指導・助言及び管理状況の定期的な把握等に努められたい。

また、学校図書館法に基づく図書備品については、監査を実施した全ての学校において充足率が 100%を超えており、児童・生徒の学習環境及び読書活動を支える基盤が適切に整備されている。今後もこの良好な整備状況を維持されたい。

なお、今後のさらなる適正管理に資するため、次の事項について速やかに善処されるよう要望する。

⑴ 使用不能または活用見込みのない備品の処分について

使用不能または今後の活用見込みがない備品が保管されたままとなっているものが見受けられた。備品の適正管理及び保管スペースの有効活用の観点から、形骸化を防ぐため、速やかに不用決定の手続きを執り、適切な廃棄処分等の措置を講じていただきたい。

⑵ 備品台帳の登録情報と現物の一致について

備品台帳上の登録品名と現物の品名が一致しないもの及び台帳上の配置場所と実際の配置場所が相違しているものが散見された。台帳と現物の一致は備品管理の基本であり、品名の不一致については速やかに事実関係を調査し、実態に即した台帳の修正等を行っていただきたい。また、配置場所の変更時は遅滞なく台帳を更新するとともに、保管場所の整理整頓及び明確な表示による視覚的な管理を徹底されたい。

以上、改善や取組みが必要な点を記述したが、今回の監査対象以外の小学校及び中学校においても、本監査結果及び意見の内容を共有のうえ自校の管理状況を再点検し、不備がある場合は早急に改善を図るよう要望する。